

重要インフラ専門調査会の設置について

〔平成 27 年 2 月 10 日〕
〔サイバーセキュリティ戦略本部決定〕

- 1．サイバーセキュリティ戦略本部令（平成26年政令第400号）第2条の規定に基づき、我が国全体の重要インフラ防護に資するサイバーセキュリティに係る事項について、調査検討を行うため、重要インフラ専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。
- 2．専門調査会の委員は、我が国全体の重要インフラ防護に資するサイバーセキュリティに係る事項について優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者（当該委員がサイバーセキュリティ戦略本部員の場合にあっては、サイバーセキュリティ戦略本部長が指名する者）とする。
- 3．専門調査会の会長は、その委員の互選により決する。
- 4．専門調査会の会長は、必要があると認めるときは、当該専門調査会の委員以外の者に対し、当該専門調査会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 5．専門調査会の会長は、必要があると認めるときは、専門調査会の下にワーキンググループを置くことができる。
- 6．専門調査会の委員の任期は、任命又は指名の日から2年以内とする。ただし、再任又は再指名を妨げない。
- 7．専門調査会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 8．前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は会長が定める。
- 9．「重要インフラ専門委員会」（平成17年9月15日情報セキュリティ政策会議決定）が決定した事項及び検討した事項等については、専門調査会に引き継がれるものとする。

(参考：関係法令)

サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)(抄)

(設置)

第二十四条 サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

(政令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

サイバーセキュリティ戦略本部令(平成26年政令第400号)(抄)

(専門調査会)

第二条 サイバーセキュリティ戦略本部(第四条において「本部」という。)は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

- 2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門調査会の委員は、非常勤とする。
- 4 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。